

## 取 扱 基 準

名 称	地域の茶の間支援事業
補助区分	運営費補助■ 事業費補助□
補助金の概要	住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、週1回以上地域の茶の間を運営する個人又は団体に対して、立ち上げ経費及び運営経費の一部の補助を行う。
目 標	数値化■ 非数値化□
	地域の茶の間助成・補助件数 456 箇所 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	・初期費用：事業立ち上げの初年度に要する経費 （消耗品費、印刷製本費、備品購入費等） ・運営経費：事業に係る経費 （報償費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役員費、会場使用料・家賃等。 ただし、飲食を目的とする経費は除く。）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・初期費用（初年度のみ） 1 活動主体につき上限 200,000 円 ・運営経費 年額上限 1 活動主体につき 20,000 円×開催月数 <補助額が5万円未満、又は補助率（実行補助率を含む）が1/2を超える場合の理由> 補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。
開始時期	令和8年4月1日
評価の時期	令和10年9月30日
終 期	令和11年3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示
	〔媒体〕 広報チラシ・ホームページ等
担当部署	福祉部 地域包括ケア推進課 電 話 025-226-1281 e-mail houkatsucare@city.niigata.lg.jp